

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	経済戦略局産業振興部産業振興課 (06-6615-3751)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	農地又は採草放牧地の権利移動の許可
概要	・耕作目的で、農地等の売買又は貸借等をする場合には、農地法第3条により大阪市長の許可が必要です。
根拠法令等 及び条項	・農地法第3条
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条第1項による。許可の基準(法第3条第2項各号) ・次の①～⑥の一つでも該当する場合には、許可することができません。(詳細については、経済戦略局産業振興部産業振興課へお問合せください。) ① 権利を取得しようとする者等が、耕作等の事業に供すべき農地等の全てについて効率的に耕作等の事業を行うと認められない場合。(第1号) ② 農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合。(第2号) ③ 信託の引受けにより権利が取得される場合。(第3号) ④ 権利取得後において、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合。(農作業従事日数が年間150日未満)なお、世帯単位で適用する。(第4号) ⑤ 農地等について所有権以外の権原に基づいてその農地等を貸し付け又は質入しようとする場合。(第5号) ⑥ 耕作等の事業の内容並びにその農地等の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがあると認められる場合。(第6号) ⑦第2項ただし書 <ul style="list-style-type: none"> ア 民法第269条の2第1項の地上権(区分地上権)等が設定・移転される場合。 イ 農業協同組合等が委託をうけることにより権利が取得される場合。
標準処理期間	28日
経由日数	なし
提出先	大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課
提出時期	随時
提出方法	農地法第3条第1項の規定による許可申請書及び添付書類を提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000376963.html
備考	